

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>改正特定都市河川浸水被害対策法や改正下水道法において、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備・管理に関する事項を明記した計画の認定制度を創設するところ、当該認定計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税について、非課税とする特例措置を創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>改正特定都市河川浸水被害対策法や改正下水道法により創設される認定計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税を非課税とする。</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第15条第8項、同法施行規則附則第6条第27項 〕	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] ▲2.3 (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年、水災害による甚大な被害が全国各地で発生しており、今後、気候変動による更なる降雨量の増大に伴い水災害の頻発化・激甚化している。</p> <p>これに対し、国、都道府県、市町村、民間事業者、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」への転換が必要である。</p> <p>具体的には、河川氾濫や内水氾濫をできるだけ防ぐため、河川及び下水道整備を一層強力に推進するとともに、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備等により、河川や下水道の雨水の流出を抑制することが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本特例措置は、気候変動による降水量の増加に対応するため、これまで主として地方公共団体が行ってきた雨水貯留浸透施設の整備を、一部、民間事業者等と協働しながら進めていくものである。</p> <p>雨水貯留浸透施設の設置・管理は、民間事業者等に負担がかかる一方で、設置者にとってのメリットよりも流域全体の浸水被害の防止・軽減に大きく寄与するものである。</p> <p>このため、河川や下水道整備のみでは浸水被害の発生を防ぐことが困難な地域における民間事業者等の雨水貯留浸透施設の整備に係る支援が必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応 （略）気候変動による降雨量増大や海面上昇等を踏まえた水害・土砂災害対策や高潮・高波対策として、（略）浸水被害防止対策、住まい方の工夫など、あらゆる関係者による流域全体での対策を実施する。</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定） 第2章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要 2. 重点目標2：災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 政策パッケージ2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減 我が国は梅雨期や台風期を中心に、毎年のように水害の脅威にさらされているが、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している。今後、地球温暖化に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いことが、IPCCの報告書にも示されている。このような状況を踏まえ、危機感を持って防災・減災対策に取り組んでいく必要がある。 そもそも我が国では、大都市の多くの範囲がゼロメートル地帯等に位置し、人口や社会経済の中核機能が集積するとともに、地下空間の高度利用が進んでいるなど、自然的・社会的条件から水害に対して脆弱な国土構造となっている。 現在は、比較的発生頻度の高い降雨等に対して、堤防、洪水調節施設、下水道等の施設の整備が鋭意進められているが、依然としてその整備水準は低く、引き続き整備を着実に実施する必要がある。</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画（令和2年6月） 政策目標Ⅳ：水害等災害による被害の軽減 施策目標12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>○水循環基本計画（令和2年6月） 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 貯留・涵養機能の維持及び向上 （2） 河川等 ○ 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増加に加え、近年の水害の頻発・激甚化に対応するため、洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させるとともに、雨水貯留浸透施設の整備等により、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する。</p>
	政策の達成目標	○気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域に関わる関係者が主体的に取組む社会を構築するとともに、降雨量の増加を考慮し、関係者で分担した治水計画を策定することで20～30年間で地域毎に設定する降雨による浸水被害を防止することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久（令和3年4月1日～）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	○令和2年度より、一級水系109水系においてあらゆる関係者が協働し、流域対策を推進する「流域治水プロジェクト」を開始した。	

有効性	要望の措置の適用見込み	特定都市河川の指定促進等による雨水貯留浸透施設の整備促進にあわせ、5年程度で38件の適用を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	上記政策目標は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されるものであり、本特例措置の効果は、それらの達成状況の一部に包含されて発現されている。 気候変動による降雨量の増加等における水害による被害を軽減していくためには、河川管理者、下水道管理者のみならず事業者や流域住民等と連携しながら流域対策を確実に推進していくことが必要であり、そのためには本特例措置による支援が非常に有効な手段である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(1) 流域貯留浸透事業 防災・安全交付金：7,847億円の内数 (2) 特定地域都市浸水被害対策事業 (令和3年度予算概算要求額：24,447百万円(下水道防災事業費補助)の内数) 内水被害の著しい地域において、浸水被害対策区域に指定された地区等で、民間事業者等が建築物に雨水貯留浸透施設等を建設する場合に国庫補助を行う。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、施設の設置時しか適用されない。流域対策は公共と民間等が適切な役割分担のもと実施していくこととなるため、当該予算上の措置に加えて、本特例措置により維持管理費を軽減することによって、民間事業者等による対策を促進していくものである。
	要望の措置の妥当性	本措置は、気候変動による降水量の増加に対応するため、これまで主として地方公共団体が行ってきた雨水貯留浸透施設の整備を、一部、民間事業者等と協働しながら進めていくものである。雨水貯留浸透施設の設置・管理は、民間事業者等に負担がかかる一方で、設置者にとってのメリットよりも流域全体の浸水被害の防止・軽減への寄与の方が大きいため、本特例措置により、維持管理費を軽減することによって対策を促進していく。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—